

令和7年度鹿児島市クリエイター活用促進補助金募集要項

1 趣旨

本市の都市機能の集積を生かし、製品等の高付加価値化の促進や新たな価値を創造するクリエイティブ産業の振興を図るとともに産業集積を促進するため、市内の法人又は個人事業主が、事業にクリエイティブの要素を取り入れ、商品やサービス等の開発や改良をするために、鹿児島市内のクリエイター(以下「市内クリエイター」という。)に業務を発注する際に要する経費の一部を助成します。

2 募集内容

(1) 対象事業

補助対象者が有する又は新しく開発する商品、サービスや販促物(広告物、ウェブサイト等)について、市内クリエイターとの間で受発注が成立した事業(※両者間において直近3年以内に同等の受発注実績がある場合を除きます。)

(2) 対象経費

市内クリエイターに支払う委託費

(3) 補助対象となる市内クリエイター

市内クリエイターは、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

- ① 本市に本店を有する法人又は本市に住所を有する個人事業主
- ② 鹿児島市クリエイター活用促進補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第2条に規定する補助対象者が補助金を申請する時点で、鹿児島市クリエイターズデータベースに登録している者であること

※鹿児島市クリエイターズデータベースへの登録(無料)にあたっては、「11お問合せ・申請先」までお問合せください。

- ③ 次の表に掲げる対象業種のいずれかに該当する事業を行っている者であること

対象業種	具体的な事業例
情報通信	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス等
映像・コンテンツ制作	映像・音声・文字情報制作、広告制作、ゲーム、アプリケーション開発、ウェブ制作、デジタルコンテンツ制作及び写真等

デザイン	グラフィックデザイン、ウェブデザイン、建築・設計デザイン、インテリアデザイン、プロダクトデザイン、クラフトデザイン及び服飾デザイン等
芸術	美術・音楽・演劇及びイラストレーター等

3 応募資格

補助金の交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としします。

- (1) 本市に本店を有する法人又は本市に住所を有する個人事業主
- (2) 納期の到来している市税に滞納がない者
- (3) 要綱第2条第2項（暴力団及び暴力団員の排除に関する規定）に該当していない者

4 募集期間

令和7年10月3日（金曜日）から令和8年2月20日（金曜日）までの期間内で、随時、受け付けます。ただし、予算に限りがあり、募集期間内でも受付を終了する場合があります。

直接持参される場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに、「11 お問い合わせ・申請先」へ提出してください。郵送の場合は、簡易書留で「11 お問い合わせ・申請先」へお送りください（令和8年2月20日（金曜日）必着）。

6 補助額及び補助率

(1) 補助額

1件あたり20万円を限度とします。

- ・消費税等の租税公課は補助対象となりません。
- ・補助金額の算出において、1,000円未満の端数は切り捨てとします。
- ・補助率、補助上限額を超える部分は、申請者の負担となります。
- ・同一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において1回に限ります。

(2) 補助率

補助対象経費の金額の2分の1以内とします。

7 募集件数

5件程度

8 応募方法

「4 募集期間」に定める期間内に、次に掲げる申込書類に必要事項を記入し、必要な資料を添えて、持参又は郵送で提出してください。様式は市ホームページからダウンロードしてください。

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 鹿児島市クリエイター活用促進補助金応募用紙（様式第1）
- (3) 鹿児島市クリエイター活用促進補助金事業計画書（様式第2）
- (4) 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第3）
- (5) 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第4）
- (6) 課税事業者・免税事業者届出書（様式第5）
- (7) 法人の場合は法人登記簿謄本（提出前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）、個人の場合は住民票（提出前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）
- (8) 事業計画や事業費の積算根拠を補足説明する資料（見積書の写し等）

9 申請から補助金の交付までの流れ

手続きの流れは下記の通りです。審査に時間を要しますので、スケジュールに余裕を持ったお手続きをお願いします。

- (1) 鹿児島市へ申請
申請書類など必要な書類を提出します。
- (2) 審査、補助金交付決定
提出書類に基づき、資格要件や活動内容などを審査します。審査結果は、申請後14日程度で書類にてご案内します。必ず補助事業を開始する前に交付決定を受けてください。
- (3) 市内クリエイターとの契約締結・補助事業の実施
交付決定後に着手したもののみが補助の対象となりますので、ご注意ください。
- (4) 交付決定を受けた事業に係る経費の支払い
交付決定日から令和8年3月31日までに支払った経費が対象となります。
- (5) 実績報告
実績報告書や支払が確認できる書類等、必要な書類を提出します。
- (6) 補助金確定通知
実績報告書などで補助事業の成果を確認し、補助金確定通知書を送付します。
- (7) 補助金の請求、交付
補助金確定通知書が届いたら、補助金交付請求書を提出します。補助金は、申請者の指定口座へ入金されます。

10 その他

- (1) 国又は県等から、経費の一部に対し補助金等の交付を受けている場合は、国等の補助対象となった経費を控除した額が、市の補助対象経費となります。
- (2) 実際に補助金の交付申請を行う際は、補助金の交付申請額から、当該補助金の仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額）を控除していただくことになります。
- (3) 補助金の交付の決定を受けた後において、補助対象事業の内容（ただし、軽微な変更であると認める場合を除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- (4) 補助金の交付決定後に、補助対象者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。また、既に受け取っている補助金がある場合は、返還していただくこととなります。
 - ① 補助事業が当該年度の末日までに完了しなかったとき。
 - ② 補助対象に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をしたとき。
 - ③ 補助金の交付申請の内容と著しく異なる内容を実施したとき。
 - ④ 補助金の交付申請の際に提出された書類に虚偽の記載があったとき。
 - ⑤ 補助対象要件を満たさないことが判明したとき。
- (5) 補助対象者の決定結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。
- (6) 補助対象事業の成果品を公表させていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- (7) 申し込んでいただいた発明や考案、特別な技術等については、特許申請等の法的保護を行うなど、応募者自身の責任で対処してください。
- (8) 申請内容等が第三者に損害を与えた場合は、申請者自身が自己の責任で解決することとなります。市は一切その責めを負いません。
- (9) 補助金の交付申請や実績報告に関する手続きについては、「鹿児島市クリエイター活用促進補助金交付要綱」及び「鹿児島市クリエイター活用促進補助金交付要領」に規定しています。

11 お問い合わせ・申請先

鹿児島市産業創出課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

電話：099-216-1319 ファクス：099-216-1303

メール：san-sansou@city.kagoshima.lg.jp